

指定居宅介護支援 契約書

契約者 株式会社 幸寿が運営する ケアプランセンター幸寿 様（以下、「利用者」といいます）と、株式会社 幸寿が運営する ケアプランセンター幸寿（以下「事業者」という）は、事業者が利用者に対して行う居宅介護支援について、次のとおり契約します。

第1条 （契約の目的）

事業者は、利用者の依頼を受け、利用者に対し介護保険法の趣旨に従い、その居宅サービス計画書の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。

第2条 （契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了までとする。但し、契約期間満了の30日前までに契約者から文書または、口頭による契約終了の申入れが無い場合は、本契約は更に同じ条件で自動更新されるものとします。

第3条 （介護支援専門員）

1. 事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者へのサービスの担当者として任命し、その選定または交代を行った場合は、利用者にもその氏名を通知します。
2. 介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者や利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第4条 （居宅サービス計画書作成の支援）

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。

1. 利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面談して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
2. 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用者等の情報を適正に利用者およびその家族に提供し、利用者にもサービスの選択を求めます。
3. 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画書の原案を作成します。
4. 居宅サービス計画書の原案に位置つけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者およびその家族に説明し、利用者から文章による同意を受けます。
5. 利用者が医療系サービスの利用を希望している場合、および入退院の場合には、主治医の意見を求め、その指示がある場合にはこれに従います。
6. 利用者がこれまで障害福祉サービスを利用してきた場合、介護支援専門員と障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進するため、指定居宅介護支援事業者が特定相談支援事業者等との連携に努めます。
7. その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

第5条 （公正中立なケアマネジメントの確保）

1. 利用者は事業者に対しケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について複数の事業所の紹介を求めることができます。
2. 利用者は事業者に対し当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることができます。
3. 事業者は利用者の意志に反して集合住宅と同一敷地内の居宅サービス事業所のみをケアプランに位置付けることはありません。
4. 事業者は前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合、および、各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合を介護サービス情報公表制度において公表します。

第6条 （経過観察・再評価）

事業者は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

1. 利用者およびその家族と毎月連絡を取り、経過の把握に努めます。
2. 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
3. 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

第7条 (施設入所への支援)

事業者は、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと認められる場合、又は利用者が介護保険施設への入院または入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介その他の支援をします。

第8条 (居宅サービス計画の変更)

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画を変更するとともに、速やかにサービス事業所への連絡調整を行います。

第9条 (要介護認定の申請に係る援助)

1. 事業者は、利用者が要介護認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。
2. 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定の申請を利用者に代わり行います。

第10条 (給付管理)

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理表を作成し、北海道国民保険団体連合会に提出します。

第11条 (サービスの提供の記録)

1. 事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録を作成することとし、この契約終了後5年間保管します。
2. 事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者を利用する場合にその利用者から申し出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付するものとします。
3. 利用者は事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧、複写物の交付を受けることができます。ただし、扶養者その他の者（利用者の代理人を含みます）に対しては、利用者の承諾、その他の必要と認められる場合に限りこれに応じます。

第12条 (料金)

事業者が提供する居宅介護支援に対する料金規定は別添料金表にあるとおりです。

第13条 (契約の終了)

1. **利用者は、事業者に対して、文書または口頭で通知することにより、いつでも本契約を解約することができます。**
ただし、契約解除によって事業所に生じた不測の損害を賠償しなければなりません。
2. 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間において理由を示した文章で通知をすることにより、この契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。
3. 事業者は、利用者またはその家族が事業者や介護支援専門員に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為(面談や電話で何度も同じ内容を繰り返したり、スタッフを長時間拘束したり、スタッフを傷つける暴言、言動、威嚇、脅迫等)を行った場合、文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。
4. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者の要介護認定区分が、要支援または非該当(自立)と認定された場合。
 - ② 利用者が、介護保険施設に入所した場合。
 - ③ 利用者が、死亡した場合。

第14条 (秘密保持)

1. 事業者は、業務上知り得た利用者またはその家族に関する秘密を正当な理由無く第三者に漏らしません。
2. 事業者は、職員であった者が業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する事を職員との契約とします。
3. 事業者は、利用者や利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者および利用者の家族の個人情報を用いませぬ。
(個人情報の利用目的、使用条件、内容等は重要事項説明書を参照ください)

第15条 (賠償責任)

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。ただし、利用者及びその

家族に故意または過失が認められる場合には、利用者及びその家族の置かれた状況を考慮して相当と認められる時に限り損害の全部または一部を減じる事ができるものとします。

第16条 (相談・苦情対応)

事業者は、相談および苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。

第17条 (善管注意義務)

事業者は、利用者により依頼された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

第18条 (本契約に定めのない事項)

1. 利用者と事業者は、信義誠実を本契約を遂行するものとします。
2. 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

利用者、事業者双方の署名をし、それをもって契約開始となります。
上記の契約の確認を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

【事業者】 住 所 札幌市北区新琴似6条15丁目2番3号
名 称 株式会社 幸寿
代 表 者 代表取締役 高瀬 淳也 ㊞
電 話 011-769-1510
札幌市指定 第10096号

【事業所名】 住 所 札幌市北区新琴似8条13丁目3番11号
名 称 ケアプランセンター幸寿
(札幌市指定 事業所番号 0170206825)

【利用者】 住 所 _____
※介護保険証に記載されている住所と異なる場合は記載

氏 名 _____

署名代行者 住 所 _____

氏 名 _____

※ご利用者様のご記入された場合は不要です。